

障害者自動車運転訓練費助成要綱

(総則)

第1条 障害者に対する自動車運転免許の取得に要する経費の助成については、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市の区域内に住所を有している者であって、就労や社会参加を目的として、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する1級から4級までのいずれかに該当する肢体不自由を有する者（上肢及び上肢機能の障害のみを有する者については、1級に限る。）、心臓、じん臓若しくは呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害を有する者

(2) 児童福祉法第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害と判定されている者

(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(助成額)

第3条 助成の額は、予算の範囲内において、対象者が道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第3項の規定による普通自動車免許を取得するため、同法第99条第1項の規定により公安委員会の指定を受けた自動車教習所において要する経費の3分の2の額とする。ただし、その額が10万円を超えるときは、10万円を限度とする。

(申請)

第4条 助成を受けようとする者は、障害者自動車運転訓練費助成申請書（第1号様式）に技能検定合格証明書（第2号様式）及び免許証の写しを添付して市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書の提出期限は、対象者が免許証の交付を受けた日から1年以内とする。

(決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し助

成の適否を決定し、障害者自動車運転訓練費助成決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給）

第6条 市長は、助成金を対象者からの請求に基づき支給するものとする。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条第 1 項関係）

障害者自動車運転訓練費助成申請書

年 月 日			
(あて先) 横須賀市長			
住 所			
申請者 氏 名			
電 話			
障 害 者 氏 名		生 年 月 日	
手 帳 番 号		等 級	
障 害 名			
免 許 証 番 号			
免 許 証 交 付 年 月 日			
免 許 の 条 件			
教 習 所 の 名 称			
教 習 所 所 在 地			
(事務処理欄)			

第 2 号様式（第 4 条第 1 項関係）

技 能 検 定 合 格 証 明 書

住 所

氏 名

生 年 月 日 年 月 日生

上記のものは、次のとおり技能検定(卒業検定)に合格したことを証明する。

1 技能検定合格の年月日

年 月 日

2 技能検定に用いた自動車の種類（第一種普通自動車のみ申請可）

3 技能検定合格までに要した消費税を含める経費

		単 価 (A)	数 (B)	小 計 (A × B)
規 定 時 限 経 費				
追 加 及 び そ の 他 経 費				
経 費 合 計				

証 明 者（指定自動車教習所）

年 月 日

所 在 地

教 習 所 名

管 理 者

印

担 当 者

連 絡 先

第 3 号様式（第 5 条関係）

障害者自動車運転訓練費助成決定通知書

年 月 日			
様			
横須賀市長		印	
障 害 者 氏 名		生 年 月 日	
手 帳 番 号		等 級	
障 害 名			
助 成 欄			
備 考			